

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

事実婚の要件		
1	事実婚でも助成対象となるのは、どのような場合ですか。	<p>①「1回の治療」の初日から申請日まで、配偶者と継続して東京都の区域内（八王子市の区域を除く。）の同一住所に住民登録していること。</p> <p>②住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）等未届の夫婦であることが記載されていること。</p> <p>③他に法律上の配偶者がいないこと。</p> <p>④平成30年（2018年）4月1日以降に開始した「1回の治療」であること。</p> <p>他の要件は、法律上婚姻している夫婦と同じです。</p>
2	住民票の続柄で「同居人」、「縁故者」は対象となりますか。	<p>対象となりません。</p> <p>上記のとおり、未届の夫婦であることが記載されている場合に限りです。</p>
3	申請に必要な書類は婚姻している夫婦と異なりますか。	<p>基本は同じです。</p> <p>ただし、上記1の要件を満たしているか確認する必要があるため、戸籍謄本（夫婦各々）と住民票は申請の度に提出していただく必要があります。</p> <p>2回目以降や同一年度の申請でも省略することはできません。</p> <p>なお、外国籍の方は、独身証明書等で他に法律上の配偶者がいないことを証明していただく必要があります。</p>

対象となる要件		
1	助成の対象となる要件はなんですか。	<p>以下の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>①東京都内（八王子市の区域を除く。以下同じ。）に住所を有すること。</p> <p>②治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること又は上記事実婚の要件を満たすこと。</p> <p>③特定不妊治療以外では妊娠の見込みが無いと医師が診断したこと。</p> <p>④指定医療機関で特定不妊治療を受けたこと。</p> <p>⑤前年の夫婦合算の所得が905万円未満であること。 （ただし、平成31年（2019年）3月31日以前に開始した「1回の治療」は730万円）</p>
2	夫婦が別居していて別の道府県に居住しています。東京都で申請できますか。	<p>所得の計算をして、額の多い方が居住している都道府県等（都道府県・指定都市・中核市）で申請してください。</p> <p>ただし、法律上婚姻している夫婦に限りです。</p>
3	夫婦が別居していて配偶者が外国に居住しています。東京都で申請できますか。	<p>申請者が東京都内に住所を有していれば申請できます。</p> <p>ただし、法律上婚姻している夫婦に限りです。</p>
4	治療日現在は事実婚でしたが、現在は法律上の結婚をしています。助成金の申請は可能ですか。	<p>治療開始時から事実婚の要件をみたしていれば対象となります。</p> <p>それ以外は申請日現在婚姻していても助成対象になりません。</p>
5	対象要件で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みが無いと医師が診断したこととなっていますが、診断書が必要なのですか。	<p>医師が記載する特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）で判断しますので、診断書は不要です。</p>

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

申請書の書き方		
1	申請書（第1号様式）の申請者と特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の対象者は、同じ者でないと駄目ですか。	同じでなくとも結構です。 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の対象者が妻で、申請者が夫ということでも結構です。
2	外国籍なのですが、通称名を使用することはできますか。	通称名を使用することができます。 ただし、以下のことが条件です。 ①住民票に通称名が記載されていること。 ②振込口座が通称名であること。
3	申請書（第1号様式）の年齢は何時時点の年齢を記載するのですか。	治療開始日（特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の「今回の治療期間」の初日）時点の年齢を記載してください。
4	前年の所得額の計算方法を教えてください。	「 <b>所得金額の合計</b> （収入金額ではない）」から8万円を引き、以下の諸控除があればその控除額を引いた金額が前年の所得額です。 ご夫婦それぞれで計算のうえ記載してください。 ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・障害者控除（普通・特別） ・寡婦（夫）控除 ・勤労学生控除 ・長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除があり、租税特別措置法に定められた特別控除に該当した場合はその額
5	夫（妻）の扶養に入っていて所得がありません。この場合は0円と記載すれば良いですか。	住民税課税証明書などの所得を証明する書類で計算します。計算した結果が0円以下であれば0円と記載してください。扶養に入っている場合、所得を証明する書類を提出してください。
6	「過去にこの助成金を他の自治体で受けたことがありますか」の質問ですが、都内の区市町村で助成を受けた場合は回数に入りますか。	都内の区市町村は入りません（ただし、平成27年4月以降に八王子市から助成（国の要綱に従い実施しているもの）を受けた場合は回数に入ります）。 この助成制度は国の要綱に従い、都道府県、指定都市、中核市で実施しているもので、それ以外の自治体から受けた助成は対象外です。
7	申請者氏名と配偶者氏名ですが、同じ印鑑を使用しても良いですか。	結構です。
8	特定不妊治療費助成（治療ステージA～F）を申請する場合、申請額はどのように記載すれば良いのですか。	治療で負担した費用の額が治療ステージの上限額以上であれば上限額まで、上限額未満であれば負担した費用の額まで記載することができます。
9	申請書の日付欄はどの時点の日付を記載するのですか。	申請書を記載した日で結構です。 ただし、東京都での申請日は郵便局の消印日となります。
10	振込口座の指定はどの口座でもよいのですか。	以下の条件を満たしていることが必要です。 ①申請者の名義であること（旧姓及び配偶者名義では不可）。 ②普通口座又は貯蓄口座であること。 ③東京都の取扱金融機関であること（下記HPを参照）。  <a href="http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/koukinshuunou.htm">http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/koukinshuunou.htm</a> ※助成金が振り込まれるまでは口座を解約しないでください。

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

11	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名には何を記載するのですか。	振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記載してください。不明な場合は、ゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。また、ゆうちょのホームページでも調べることができます。
12	振込先に旧姓名義の口座を指定できますか。	指定できません。

申請書類		
1	特定不妊治療費助成（治療ステージA～F）の申請に必要な書類はなんですか。	①特定不妊治療費助成申請書（第1号様式） ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式） ③住民票（住所を証明する書類） ④戸籍全部事項証明（婚姻関係及び婚姻の日を証明する書類） ⑤所得を証明する書類（夫婦両方ともに必須） ⑥領収書のコピー（原本ではなくコピー）
2	住民票は申請者と配偶者それぞれに必要なとありますが、1枚に2人分記載されていればよいですか。	1枚に2人分記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日、続柄が記載されていることを確認してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
3	住民票と戸籍は何ヶ月前のものでもよいのですか。	申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。
4	住民票を提出すれば戸籍全部事項証明（謄本）は不要ですか。	通算1回目の申請では戸籍謄本の提出は必須です。2回目以降でも、単身赴任などで住民票の続柄に夫婦であることが表示されない場合は省略できません。なお、事実婚の方は申請の都度戸籍謄本の提出が必須です。
5	配偶者が外国籍で、国外に居住しているため日本の住民票がありません。何を提出すれば良いですか。	日本に居住していないと判断できる書類の提出が必要です。例としては、外国での住民票に代わるものや、在勤・在学証明書等になります。なお、証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください（訳者は申請者でかまいません。） また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書又は身分証明書のコピーを提出してください。
6	所得証明が旧姓名義で発行されている場合、別に補足する書類が必要ですか。	本人を確認する書類として、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）を添付してください。
7	領収書は、助成対象となる費用の全てについて添付が必要ですか。	治療期間内の助成対象となる費用の合計額が助成金の上限額を超えている場合は、上限額以上の額の領収書を添付いただければ結構です。 【治療ステージE（上限額15万円）のケース】 例1：治療費30万円の場合 15万円を超える領収書 例2：治療費13万円の場合 全ての領収書  ただし、助成対象となる費用以外が含まれており、それを除くと上限額を下回る場合が多く見受けられます。上限額ぎりぎりではなく、ある程度の余裕をもった額のコピーを添付してください。
8	領収書を紛失したのですがどうすればよいですか。	残っている領収書の合計額が助成上限額を超えていれば直接の問題はありません。助成上限額を超える領収書の写しを提出してください。 残っている領収書の額が助成上限額に満たない場合は、医療機関に支払証明の発行を依頼してみてください。 発行ができない場合は、提出された領収書の合計額が助成の上限額になります。

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

9	<p>所得を証明する書類は、何時のものを用意すればよいですか。</p>	<p>平成31年5月までに申請する場合は平成29年の所得になりますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。</p> <p>① 住民税課税証明書（平成30年度） ② 住民税額決定通知書（平成30年度）</p> <p>平成31年3月31日以前に始めた治療の申請には下記も添付できます。</p> <p>③ 確定申告書（平成29年） ④ 源泉徴収票（平成29年）年末調整をしているもの ※確定申告をしている場合は、④では受け付けられませんので①～③のいずれかを御用意ください。</p>
10	<p>配偶者の扶養に入っていて所得がありません。所得証明書は提出しなくてもいいですか。</p>	<p>所得が無いことの証明が必要となります。住民税（非）課税証明書を提出してください。</p>
11	<p>源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄が空欄又は0円と書かれていますが、所得を証明する書類として使用できますか？ <b>（平成31年4月1日以降に開始した治療の申請には源泉徴収票は使えません。）</b></p>	<p>「給与所得控除後の金額」欄が空欄の場合は、年末調整がされていないため、所得証明書類としては使用できません。住民税（非）課税証明書等それ以外の書類を添付してください。</p> <p>また、0円と記載されていても、配偶者の所得証明書類で「配偶者控除」を受けていない（扶養に入っていない）場合は、所得が扶養の制限額を超えているとみなされますので、上記と同様に源泉徴収票以外の所得証明書類を添付してください。</p>
12	<p>最近数年間は海外にいました。所得の証明は何を提出すればよいですか。</p>	<p>日本での所得対象となる所得以外は計算の対象外になります。</p> <p>そのため、日本国籍の方は海外にいた証明として戸籍の附票を提出してください。</p> <p>外国籍の方は、その国の住民票や在職証明書、光熱水費の請求書等海外に住んでいたことを証明できる書類を提出してください。</p>
13	<p>前年の収入が無く、所得を証明する書類がありません。どうすればよいですか。</p>	<p>非課税証明書を提出してください。</p>
14	<p>確定申告をしましたが税務署受付印をもらっていません。どうしたら良いですか。 <b>（平成31年4月1日以降に開始した治療の申請には確定申告書は使えません。）</b></p>	<p>確定申告書提出後、税務署から所得税還付のお知らせのハガキ（もしくは所得税納付の通知）が届きます。ハガキのコピーを確定申告書（控）に添付して提出してください。</p>
15	<p>確定申告は電子申請したので税務署の受付印がありません。どうしたら良いですか。 <b>（平成31年4月1日以降に開始した治療の申請には確定申告書は使えません。）</b></p>	<p>国税電子申告・納税システム（e-Tax）から受信通知（申告等の内容のほかに受付番号、受付日時が表示されます）を印刷の上、確定申告書に添付して提出してください。</p>
16	<p>年末調整がされていない源泉徴収票がありますが、所得を証明する書類として使用できますか。</p>	<p>住民税課税証明書又は住民税課税決定通知書を提出してください。</p>
17	<p>源泉徴収票が2枚あります。両方送付する必要がありますか。</p>	<p>住民税課税証明書又は住民税課税決定通知書を提出してください。</p>
18	<p>所得を証明する書類はコピーでもよいですか。</p>	<p>コピー（写し）を送付してください。しかし、印字が薄いと審査できませんのでご注意ください。</p> <p>なお、住民票及び戸籍謄本は原本が必要です。</p>
19	<p>所得を証明する書類として、住民税納税通知書を使用できますか。</p>	<p>使用できません。</p>

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

20	所得を証明する書類として、青色申告（個人事業主用申告）を使用できますか。	使用できません。
21	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）を省略できる要件はどのような場合ですか。	通算2回目以降の申請の場合は、住民票で婚姻関係が確認できる場合は省略できます。住民票において申請者と配偶者が同一世帯で、続柄欄に「世帯主」と「夫」又は「妻」と記載されていれば、婚姻関係にあることが確認できますので戸籍謄本は不要です。ただし、続柄の記載があっても、「子」や「子の妻」である等、婚姻関係にあることが明確に証明できない場合は戸籍謄本が必要となります。 事実婚の場合は、省略できません。
22	住民票と所得証明書を省略できる場合とはどのような場合ですか。	住民票については、同一助成年度の2回目以降の申請で、かつ、住所に変更がない場合に添付省略できます。（事実婚の場合を除く。） 所得証明書類については、2回目以降の申請であって、かつ所得審査対象年が同一である場合のみ省略できます。所得審査対象年は、申請日が1月1日から5月31日までの場合は前々年分、申請日が6月1日から12月31日まで場合は前年分の所得になります。

申請期限・助成年度		
1	申請日はいつになりますか。	郵便局の消印日を申請日として取り扱います。 申請書に記載された日付けが3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。
2	助成金は年何回受けられますか。	1年度あたりの上限回数はありません。 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が39歳までの方通算6回まで、40歳以上の方は通算3回まで申請することができます。 ここでいう1年度とは、「4月1日から翌年3月31日まで」の1年間を指します。 また、どの年度の申請に該当するのかは、助成金の申請日（郵便局の消印日）を基準としています。
3	助成年度はどのように決まるのですか。	申請日の属する年度が助成年度となります。 年度とは4月1日から翌年3月31日までを指します。
4	12月に採卵・受精し、1月に移植から妊娠判定までを行いました。申請期限と助成年度はどうなりますか。	1月から3月までに治療が終了したものについては、6月まで申請が可能です。 ただし、助成の対象年度は申請日が属する年度になりますので、申請日が平成31年3月31日までであれば平成30年度、4月以降6月までであれば平成31年度となります。 申請日は、郵便局の消印日となりますので御注意ください。 なお、助成年度は助成の承認通知に印字されていますので、通知書がお手元に届いたら必ずご確認ください。
5	申請書類を郵送ではなく直接持ち込みたいのですが、受け付けてくれますか。	受け付けをする窓口がありませんので、申請は郵送でお願いします。
6	申請書の記載等に間違いがあった場合や証明書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。	申請書類に不備があった場合は、住民票の住所宛に担当から封書で書類不備のご連絡をします。提出期限（概ね2週間）を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかにご提出ください。 期限を過ぎた場合は不承認として取扱います。

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

指定医療機関		
1	都外の医療機関で特定不妊治療を受けたのですが、助成の対象になりますか。	所在する道府県・指定都市・中核市において、特定不妊治療費助成制度の指定医療機関となっていれば助成の対象になります。 医療機関に確認するか、厚生労働省のホームページでご確認ください。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kan/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kan/</a>
2	治療の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	指定医療機関から指定医療機関に転院したのであれば助成の対象となります。指定医療機関以外の治療は助成の対象外となりますので、転院元或いは転院先が指定医療機関ではない場合は助成の対象外です。 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）は胚移植をした医療機関が記載することになります。
3	指定医療機関による特定不妊治療の一環として、指定医療機関とは別の近隣の医療機関で注射や検査を受けました。この場合、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）はどのように記載することになりますか。	指定医療機関の主治医が合わせて記載します。 本制度は指定医療機関制度であり、本来は特定不妊治療については医療機能の分担はありえず、指定医療機関において完結すべきものです。しかし、治療を受ける者の利便性を鑑み、 <b>指定医療機関の主治医の指示を前提条件</b> として、指定基準に直接係わらない治療行為については認めても差し支えないとされています。 診察、採卵、受精、移植等、治療の根幹になる行為は不可ですが、軽微な医療行為（採血や検査）は別の医療機関で受けても差し支えありません。

助成の対象となる治療		
1	人工授精も助成の対象になりますか。	特定不妊治療費助成制度は、 <b>体外受精または顕微授精に限られています</b> ので、それ以外の治療については助成の対象になりません。 なお、東京都単独で不妊検査等助成事業を行っております。こちらの事業で対象となる場合がありますので御確認ください。
2	採卵をしたが卵が得られず、胚移植ができませんでした。この場合、助成の対象になりますか。	医師の判断による治療の中止であれば、【治療ステージF】の対象となります。
3	採卵したが、OHSS（卵巣過剰刺激症候群）と診断され、胚移植ができませんでした。治療の中止として助成の対象になりますか。	採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあげた後に胚移植を行う予定がある場合には、胚移植までを一連の治療としますので、胚移植後にご申請ください。【治療ステージB】  回復の見込みが立たず、医師が特定不妊治療の終了を判断した場合は、【治療ステージD】として申請が可能です。
4	採卵・受精後に胚を凍結し、8周期あけて胚移植を行いました。治療ステージはBかC、どちらに該当しますか。	【治療ステージB】では採卵から胚移植までの間隔を1～3周期程度としています。これは目安なので、間隔が4周期以上であっても、医師が一連の治療として行っているのであれば【治療ステージB】とみなします。 ただし、採卵・受精について既に【治療ステージD】で助成を受けている場合、又は採卵から胚移植までを一連の治療と見なせない場合は、【治療ステージC】になります。 「一定の間隔をあげた後胚移植を行う」という治療方針に基づいて、周期をあけて治療を行ったかどうかは、最終的には主治医の判断になります。

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

5	<p>受精胚2個の移植を予定していたが採卵したが1個しか取れなかったため、再度採卵を行い2個移植しました。この場合の治療ステージは何に該当しますか。</p>	<p>複数個の受精胚を移植する場合、採卵行為が2回以上になることも想定されます。治療行為としては1回と考えられるため、【治療ステージB】1回として申請することになります。</p>
6	<p>採卵・受精後に胚を凍結し、周期を開けて胚移植を行いました。採卵と移植に分けて2回分として申請することはできますか。</p>	<p>助成対象となる「1回の治療」については国要綱により定められており、移植に至った治療については、移植までを「1回の治療」として捉えます。 本件は【治療ステージB】1回として申請することとなります。</p>
7	<p>凍結胚移植を行おうとしたが、融解に成功せず治療終了となった場合は助成の対象となりますか。</p>	<p>採卵を伴わない凍結胚の移植【治療ステージC】を行おうとした際に、融解に成功せず治療終了となった場合には、助成の対象となりません。 なお、採卵を伴う凍結胚移植においては、融解に成功せず、やむを得ず治療を終了することとなった場合には、【治療ステージD】に該当します。ただし、移植に向けた検査・注射等の費用は助成対象になりません。</p>
8	<p>5月と6月に採卵（採卵行為2回）し、受精胚を凍結後、7月に6月に採卵したものを移植、8月に5月に採卵したものを移植しました。助成金の申請はどのような方法になりますか。</p>	<p>「6月に採卵～凍結～7月に移植まで」は【治療ステージB】として申請できます。 「5月に採卵～凍結～8月に移植まで」については、主治医が一連の治療であると思なすのであれば【治療ステージB】での申請が可能ですが、費用の重複を防止するため、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の治療期間を、①採卵時と②移植時の2段階書きで記入する必要があります。 &lt;例&gt; ①5月10日～5月20日（採卵） ②8月4日から8月24日（移植）</p>
9	<p>5月に採卵・受精後に胚を凍結し、更に6月にも採卵したがこれは分割停止しました。7月に5月に採卵したものを移植しましたが、助成金の申請はどのような方法になりますか。</p>	<p>「5月に採卵～凍結～7月に移植まで」は【治療ステージB】として申請できます。 また、6月の採卵についても【治療ステージE】として申請できますが、費用の重複を防止するため、「5月に採卵～凍結～7月に移植まで」の特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の治療期間を、①採卵時と②移植時の2段階書きで記入する必要があります。 &lt;例&gt; ①5月10日～5月20日（採卵） ②7月4日から7月24日（移植）</p>
10	<p>5月と6月に採卵（採卵行為2回）し、受精胚を凍結後、7月に6月に採卵したものを移植、妊娠しました。 5月の採卵について【治療ステージD】として申請できますか。</p>	<p>【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して中止したケースに限定します。 <b>治療の成功による妊娠により中止した場合、妊娠という事実による中止であり、医師の判断による中止ではありませんので、5月の採卵は助成の対象とはなりません。</b></p>
11	<p>採卵・受精後に胚を凍結し、移植を予定していたが自然妊娠しました。採卵の費用について【治療ステージD】として申請できますか。</p>	<p>【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して中止したケースに限定します。 <b>自然妊娠により中止した場合、妊娠という事実による中止であり、医師の判断による中止ではありませんので、採卵費用は助成の対象とはなりません。</b></p>
12	<p>第1子を出産しました。第2子のため、出産以前に凍結した胚を使用して胚移植をしたのですが、この場合、助成の対象となりますか。</p>	<p>【治療ステージC】として申請できます。 採卵から凍結胚の保存に係る費用は助成の対象とはなりません。</p>

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

13	<p>採卵・受精後、胚を凍結し、移植の予定でしたが、精神的な問題により移植のめどが立ちません。凍結までを【治療ステージD】として申請できますか。</p>	<p>【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断したケースに限定します。</p> <p>「精神的問題」を「心の病気」とであると主治医が判断し、それを原因として治療を中止するのであれば、【治療ステージD】として申請をすることができます。</p>
14	<p>今後がん治療を行うため、治療前に受精卵を凍結保存し、治療後に移植をしたいのですが、このような場合は助成の申請ができますか。</p>	<p>現在は妊娠力に問題がなくても、今後のがん等の治療により妊娠力が低下すると医師が判断し、医師の計画の下、当該治療前に夫婦（事実婚を含む）の受精卵を凍結することになった場合は本制度の対象とします。</p> <p>治療ステージについては、医師の治療計画の下、採卵・受精・胚移植・妊娠確認までを一連の治療とする【治療ステージB】を基本としますが、移植の目的が立たないと医師が判断する場合には、【治療ステージD】の申請も可能とします。</p>
15	<p>上記と同様に、今後がん治療を行うため、治療前に未受精卵を凍結保存し、治療後に融解・受精・移植をしたいのですが、このような場合は助成の申請ができますか。</p>	<p>未受精卵の凍結は、本制度の対象とはなりません。</p> <p>ただし、治療終了後に凍結した卵子を使用して特定不妊治療を行った場合は、【治療ステージC】として申請することができます。</p> <p>この場合、対象となる費用は胚移植からとなり、採卵から受精までの費用は対象とはなりませんので御注意ください。</p>
16	<p>42歳までのうちに複数回の採卵を行い、できるだけ多くの受精卵を凍結しておきたいのですが、助成の申請はできますか。</p>	<p>胚移植後の妊娠確認までの一連の治療が終了していないため、凍結した時点での申請はできません。胚移植後に申請してください。</p> <p>また、No.11、12にもあるとおり、第2子の治療のため第1子の出産以前に凍結していた受精卵の移植を行う場合は、【治療ステージC】としての申請となりますので、採卵から凍結までの費用は含まれません。</p> <p>この場合は、治療開始日が胚移植のための投薬を開始した日となりますので、この時点で43歳以上の場合は助成の対象になりません。</p>
17	<p>2段階移植のため、採卵を2回行いました。この場合は2回分の申請ができますか。</p>	<p>1回の妊娠を求めた一連の治療ですので、この場合は1回分の申請となります。</p> <p>2回の採卵及び2段階の移植後、妊娠判定までの一連の費用を【治療ステージB】として申請してください。</p>
18	<p>採卵・受精後に胚を凍結し、胚移植を予定していたが、離婚することになったため移植をしないこととなりました。凍結までを【治療ステージD】として申請できますか。</p>	<p>【治療ステージD】については、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断したケースに限定します。</p> <p><b>離婚等の事情による治療の中止は体調悪化と見做せませんので、助成の対象とはなりません。</b></p>
19	<p>採卵・受精後に胚を凍結したが、その後離婚したため胚移植は行いませんでした。その後、同じ相手と復縁し、以前凍結していた胚を移植しました。このような場合、【治療ステージB】として申請できますか。</p>	<p>離婚により当初胚移植を行わず、復縁後に胚移植を行ったのは、自己都合であり、医師の治療方針によるものではないため、【治療ステージB】では申請できません。</p> <p>この場合、対象となる費用は胚移植からとなり、【治療ステージC】として申請できます。</p>
20	<p>着床前スクリーニング（PGS）の結果、移植を中止した場合は助成の対象となりますか。</p>	<p>助成の対象にはなりません。着床前スクリーニングは本助成制度では治療として想定されておらず、いずれのステージにもあてはまりません。</p>

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

助成の対象となる費用		
1	助成の対象となる治療費を教えてください。	治療期間内に行われた治療のうち医療保険適用外もの（医療保険収載項目でも患者10割負担のものを含みます）で、採卵準備のための投薬や注射、採卵及び胚移植の処置及び妊娠確認検査費用などが該当します。 入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）及び文書料は助成の対象とはなりません。
2	採卵・受精後に胚を凍結し、周期をあけて胚移植を行いました。その際、凍結胚の管理料（保存料）を支払いましたが助成の対象になりますか。	凍結した胚の管理料（保存料）は助成の対象外です。 ただし、胚の凍結及び融解に係る技術料は助成の対象となります
3	凍結保存していた余剰胚を用いて凍結胚移植を行いました。凍結費用や保存料は助成の対象になりますか。	余剰胚を用いた凍結胚移植は【治療ステージC】に該当します。 【治療ステージC】は、移植に向けた投薬・注射等の開始日を治療開始日としますので、胚凍結に係る費用や管理料（保存料）は助成の対象となりません。 ただし、胚の融解に係る技術料は助成の対象とすることができます。
4	妊娠確認の検査を行いました反応が薄いため、診断ができませんでした。期間をおいて2回目の検査を行いました。どこまで助成の対象となりますか。	医師が治療の終了を判断するまでが対象となりますので、2回目の検査費用も助成の対象となります。
5	指定医療機関による特定不妊治療の一環として、指定医療機関とは別の医療機関で注射や検査を受ける場合の費用は助成の対象となりますか。	指定医療機関の主治医が行う特定不妊治療の一環として、 <b>主治医の指示により</b> 、患者の利便性等を考慮して近隣の医療機関（指定を受けていない医療機関も含む。）で投薬・注射・検査等を行った場合、その旨を指定医療機関の主治医が特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の領収金額欄余白に記入する（例：「〇〇クリニックにおいて注射実施」など）ことにより、その費用についても助成対象に含めることができます。必ず領収書の写しを添付してください。 ただし、診察、採卵、受精、移植等、治療の根幹になる行為は認められません。指定医療機関とは別の医療機関の医師がその治療行為を行うかどうかの判断をする必要が無いケースで、かつ指定基準に直接係わらないと考えられる、治療計画で定められた投薬や血液検査等のみ認められます。
6	指定医療機関の処方により院外薬局で薬代を支払いました。この費用は助成の対象となりますか。	院外薬局の領収書で次の3点が確認できれば、指定医療機関での領収金額と合算して助成の対象経費とすることができます。 また、院外薬局の領収書で確認できない場合でも、指定医療機関の主治医が特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）の領収金額欄余白に記入する（例：「〇〇薬局による処方薬を含む」など）ことでも可能です。 ①指定医療機関の処方による調剤であること。 ②自費診療（保険適用外）であること。 ③特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）に記入された 治療期間における処方であること。
7	【治療ステージC】の治療において、解凍した胚のうち次に使えそうな胚を再凍結した場合、再凍結料は助成対象となりますか。	再凍結料は助成の対象にはなりません。

### 助成金の振込等

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

1	申請してから助成金が振り込まれるまでのくらかかりますか。	当月の件数により変動しますが、目安として、書類の不備等が無ければ申請書受理日から概ね2か月（2月～5月位までの申請は概ね3か月）で承認通知書を発送し、そこから約1か月後に指定口座への振込みを行います。 なお、振込みの連絡・通知等はしておりませんので、入金は通帳記入等により自身でご確認ください。
2	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのですか。	医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。

その他		
1	特定不妊治療費助成制度の全般について知りたいのですが。	「東京都特定不妊治療費助成事業のご案内」又はホームページを御覧のうえ、ご不明な点がございましたら電話でお問い合わせください。 来庁されてからのご相談はお受けできない場合がありますので御注意ください。
2	日本産科婦人科学会へのデータ提供に同意しない場合には助成は受けられないのですか。	治療内容の情報のデータ提供に同意しない場合でも不妊治療費助成は受けられます。
3	申請書類はどこで入手できますか。	都の指定医療機関に配布していますので医療機関に申し出てください。 都外の指定医療機関で治療を受けている場合は、都庁内の案内コーナー（第一本庁舎1・2階、第二本庁舎1・2階）及び都内の区市町村に設置しておりますので、そこで入手してください。 また、申請書類は都のホームページからもダウンロードすることができます。 区市町村の設置場所については、都のホームページに掲載していますので、電話で在庫確認をしてから行かれることをお勧めします。 <b>都から直接申請者には郵送いたしません。</b>
4	1) 区の助成を受けるため、都に提出した特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）のコピーが必要なのですが、送っていただけますか。 2) 確定申告のために、都に提出した領収書の原本が必要なのですが、返してもらえますか。	以下の書類をお送りいただければ写しをお送りします。 また、返送までには1か月程度を見込んでください。 ①宛先を記載し、必要分の切手を貼った返信用封筒 ②「写しが必要な書類の名称」をメモした承認通知書の <u>コピー</u>
5	区の助成を受けるために都から受けた承認通知書が必要なのですが、紛失してしまいました。再発行してもらえますか。	承認通知書の再交付は以下の書類をお送りください。 また、再交付までには1か月から2か月程度を見込んでください。 ①宛先を記載した返信用封筒（必要な金額の切手を必ず貼ってください。） ②「〇月〇日付け承認通知書を再交付してください。再交付の理由 は・・・に使用するため。等」を記載したメモ
6	複数回（2回以上）分の申請をまとめて一つの封筒に入れて送付することはできますか。	複数回（2回以上）分をまとめて申請することもできます。 申請書、特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）、領収書のコピーはそれぞれの治療分が必要ですが、それ以外の住民票、戸籍謄本、所得証明書類は、各1部ずつで構いません。

平成26年度制度変更関係

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

1	助成の対象となる年齢はいつの時点で判断するのですか。	年齢のカウントについては誕生日を基準とし、1回の治療期間の初日の年齢で判断します。 例：40歳の誕生日の前日に治療を開始した場合は、誕生日を基準とするため39歳とみなします。
2	制度における年齢の判断は、どの時点の年齢で判断するのですか。	特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）に記載のある治療開始日時点の年齢で判断します。 申請日現在が40歳で治療開始日の年齢が39歳の場合は、39歳として取扱います。
3	平成28年4月から、助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となるということですが、どの時点の年齢で判断するのですか。	治療開始日における年齢で判断します。 治療終了日時点が43歳であっても、治療開始日時点が42歳以下であれば助成の対象となります。
4	39歳以下で初回の助成を受けた場合、その後も助成上限回数は6回のみと理解してよいのですか。	助成上限回数は、通算1回目の助成認定時における治療開始日時点の年齢で決定し固定されます。39歳までに初めて助成認定を受けた場合は、40歳を超えても通算回数は6回のみです。ただし、平成28年4月1日以降、助成を受けた回数が増える場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て助成の対象外となります。
5	平成25年度以前から助成を受けている場合、今後はどのような取扱いになるのですか。	平成25年度までに助成を受けたことがある方についても、平成27年度までの助成回数と通算して6回（初回助成時の年齢が40歳以上の場合は3回）まで助成の対象となります。 例として、初回助成時の治療開始日が35歳で、平成24年度に2回、平成27年度に1回助成を受けた場合、平成28年度以降は助成上限回数は通算6回となり、残り3回助成を受けることができます。 ただし、助成上限回数の6回に達しない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象とはなりません。

### 平成27年度制度変更関係

1	初回助成額の拡大対象（初回上限30万円）となるのはいつの治療からですか。	平成28年1月20日以降に治療が終了し、初めて助成を申請する場合は助成額拡大の対象となります。ただし、治療ステージC及びFを除きます。
2	初回助成額の拡大対象として申請しましたが、2回目以降の申請で初回の治療以前に終了していた分を申請できますか？	治療終了日の順番を入れ替えて申請することはできません。初回助成額の拡大対象として申請したものより以前の治療を後から助成することはできませんので、ご注意ください。

### 精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成

1	助成の対象となる手術及び費用を教えてください。	<p>【助成の対象となる手術】不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）又は精巣内精子吸引採取法（TESA）の費用の一部を助成します。必ず特定不妊治療を行う主治医の指示が前提となりますので、ご注意ください。ただし、医療保険が適用される場合は、助成の対象となりません。</p> <p>【助成の対象となる費用】医療保険が適用されない手術代及び精子凍結料を対象とします。検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成対象外です。</p>
---	-------------------------	---

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

2	精策静脈瘤手術、精路再建手術は助成の対象となりますか。	助成の対象とはなりません。
3	助成対象となる手術の時期はいつですか。	<p>特定不妊治療の治療終了日の属する年度の前年度以降に手術を実施したものについて、申請できます。</p> <p>○例1 治療終了日 平成30年12月1日（平成30年度） TESEの手術日 平成30年3月30日（平成29年度）</p> <p>×例2 治療終了日 平成30年4月10日（平成30年度） TESEの手術日 平成29年3月30日（平成28年度）</p> <p>例1は男性不妊治療費の助成対象ですが、例2は男性不妊治療費の助成対象ではありません。</p>
4	助成の対象となる手術をどこの医療機関で受けても、助成対象になりますか。	東京都特定不妊治療費助成事業の指定医療機関（他の道府県・指定都市・中核市の特定不妊治療費助成事業の指定医療機関を含む）又は同医療機関から紹介等をされた医療機関において手術を受けた場合、助成の対象になります。指定医療機関で診断を受けずに、指定外の医療機関で手術を受けた場合は助成の対象にはなりませんので御注意ください。
5	助成を受けたいのですが、助成上限回数がありますか。	特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数の範囲内で、申請できます。ただし、特定不妊治療費助成の申請と同時に申請することが必要です。
6	助成を受けたいのですが、夫の年齢制限がありますか。	ありません。
7	特定不妊治療費助成の申請と別に申請することはできますか。	特定不妊治療費と分けて申請することはできません。
8	同時に助成申請をした特定不妊治療費が、対象要件を満たさず助成の対象とならなかった場合、夫の手術費のみ助成の対象となりますか。	特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、夫の手術費についても助成の対象とはなりません。
9	精巣内精子生検採取法（TESE）等を行ったが精子が採取できませんでした。夫の手術費は助成の対象となりますか。	平成28年1月20日以降に治療を終了したものから、精子が採取できずに治療を終了した場合でも助成の対象となりました。なお、特定不妊治療を実施する指定医療機関の主治医の指示により採卵前に夫の手術を行って精子が採取できなかったために治療を中止した場合も含まれます。いずれも特定不妊治療費助成として申請することが必要です。（上限回数の中の1回と数えます。）
10	申請に必要な書類は何ですか。	<p>特定不妊治療費助成の申請に必要な書類に加え以下の書類が必要です。＊特定不妊治療費助成の申請と同時に申請することが必要です。</p> <p>①精巣内精子生検採取法等受診等証明書（第3号様式） ②医療機関発行の領収書のコピー （上記証明書に記載された手術にかかるもの。）</p>
11	申請書（第1号様式）の申請金額の書き方を教えてください。	<p>「申請額」には、特定不妊治療費助成の申請額と、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額を合算した額を記載してください。「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額を記載してください。</p> <p>申請額の算出方法については、次の項目を参照してください。</p>

## よくあるQ&A（平成31年4月1日時点）

12	<p>特定不妊治療費助成の申請と同時に精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請を行いたいのですが、申請額の算出方法について教えてください。</p>	<p>【●申請額の算出に必要な額】          ア「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」（第2号様式）に記載されている領収金額【夫婦の特定不妊治療費】※イがある場合は、イを含めた額          イ「精巣内精子生検採取法等受診等証明書」（第3号様式）に記載されている領収金額【夫の手術費】          ウ 該当する治療ステージの助成額</p> <p>【●考え方】          ①夫婦の特定不妊治療費（ア）について、まず、該当する治療ステージの助成額（ウ）を算出します。          ②次に、助成対象とならなかった治療費（ア-ウ）又は夫の手術代（イ）のうち、いずれか少ない額（15万円を超える場合は15万円）が、精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額になります。          ③申請書の「申請額」には①+②の額を記載し、「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には②の額を記載します。</p> <p>【●例1】治療ステージB（助成上限額25万円）で、ア：80万円、イ：30万円のケース。          まず、80万円<math>\geq</math>25万円なので、ウは25万円となります。          次に、「ア-ウ」=55万円と「イ」=30万円とを比較し、いずれか少ない額（15万円を超える場合は15万円）が精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額になりますので、この場合は15万円となります。          ⇒申請書の「申請額」には40万円（=25万円+15万円）、「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には15万円と記載します。</p> <p>【●例2】治療ステージB（助成上限額25万円）で、ア：32万円、イ：12万円のケース。          まず、32万円<math>\geq</math>25万円なので、ウは25万円となります。          次に、「ア-ウ」=7万円と「イ」=12万円とを比較し、いずれか少ない額（15万円を超える場合は15万円）が精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成の申請額になりますので、この場合は7万円となります。          ⇒申請書の「申請額」には32万円（=25万円+7万円）、「内、精子を精巣等から採取するための手術分に係る申請額」には7万円と記載します。</p>
----	---	--